

第2次計画で新たに取り組む内容

推進の柱	施策の展開	対象	内容
<b>推進の柱 1</b> 効果的な情報発信と啓発活動	1 消費者教育に関する情報発信・啓発	市民	市報松江に「消費者ミニコーナー」を掲載(毎月)
		市民	消費者見守りメールの配信(定期:毎月第2水曜日)
		市民	松江市立中央図書館で、消費者教育に関する図書の紹介を実施
		市民(20歳の成人)	成人式で啓発用チラシを配布(1月実施予定)
		市民・教育機関	消費者教育に関する取り組みについて、実施団体や内容等をまとめたチラシを作成 ※別紙、資料2-2(消費者教育に関する取り組み団体一覧)
		市民	松江市公式SNS(ツイッターやインスタグラム)により、松江市の消費者教育の取り組みを広報する ※5月に雑賀公民館での出前講座を配信
	2 消費者相談窓口に関する情報発信	市民	市役所内のモニターや市内各種団体の会を活用し、消費・生活相談室の広報を行う ※松江市PTA連合会理事会、公民館事務連絡会、まちづくりに係る連絡調整会議で広報
		市民	移動相談室の開設。(検討中)
	3 消費者からの意見の収集と消費者教育への反映	市民	研修や出前講座等で参加者にアンケートを実施
	4 消費者と販売者・生産者の情報交換の場づくり	市民	松江市消費者問題研究会の研修会で実施(検討中)
<b>推進の柱 2</b> ライフステージに応じた「教育の場」の充実	1 幼児期からの消費者教育の推進	幼稚園・幼保園・保育所・認定こども園職員	職員研修「消費者教育研修」 7月11日開催予定 講師:公益財団法人消費者教育支援センター 主任研究員 庄司 佳子 氏
		幼稚園・幼保園・保育所・認定こども園	幼児向けの消費者教育教材を使った実践 ※城西幼保園で実施予定
		子育て支援センター利用者	子育て支援センターで、子どもの事故防止、消費者トラブル等について出前講座を開催
		幼稚園・保育所等の保護者	子どもの消費者トラブル防止のため、保護者を対象とした研修会を実施 講師:島根県弁護士会の弁護士
	2 学校等における消費者教育の推進	市PTA連合会に加盟する小・中学校PTA	子どもの消費者トラブル防止のため、保護者を対象とした研修会を実施 講師:島根県弁護士会の弁護士
		小・中・高校生	学校への外部講師を派遣 ※小学校・中学校は検討中 松江市皆美が丘高等学校(2月実施予定)
		小学生と保護者	夏休み消費生活講座を開催(検討中)
		中学3年生	18歳になる前に、成人するとできることとできないことを理解してもらうために、啓発チラシを配布(9月配布予定)
		島根大学生・小中高生	島根大学の「キャリアデザインプログラム」の履修生による放課後消費者教育を実施 (児童クラブでの実施を検討中)
	3 地域における消費者教育の推進	市民	市民大学特別コース「消費者コース」(11月実施予定) 消費生活に役立つ知識と情報を満載した講座を開催
		市民	消費者問題出前講座の開催 消費者トラブルに遭わないように、トラブルの具体例を交え、何か不安なことがあったら相談することを説明 ※5月末現在、1件開催済み、2件の開催予定あり ※6月15日(木)マール放送「だんだん情報」で広報予定
		民生児童委員等	高齢者等の消費生活を見守るため消費見守り研修を実施(出前講座)
		幼稚園・幼保園・保育所・認定こども園	売り手と買い手のつながりの場づくりとしてマルシェの開催(検討中)
	<b>推進の柱3</b> 担い手の育成と連携強化	2 消費者教育の担い手育成	小・中・義務教育学校、皆美が丘女子高等学校の教員
消費・生活相談員			国民生活センター主催などの研修に参加
3 担い手と教育の場の連携・促進		教育機関	消費者団体取り組み一覧を配布し、市が各種団体と教育現場とのコーディネート役となることを広報する